

無料（事前申込制）

とりてき

初任者向け 取適法及びフリーランス法講習会のご案内

公正取引委員会四国支所は、中小受託事業者及びフリーランスとの取引を担当する**初任者向け**の取適法及びフリーランス法のオンラインによる講習会を下記のとおり開催します。

令和8年6月16日（火）10：00～11：30

（受講にはインターネット回線が必要です。）

時程

取適法	10：00～10：40
フリーランス法	10：45～11：15
質疑応答	11：15～11：30

申込方法

下記URL又は2次元バーコードから、公正取引委員会ホームページ内にある講習会申込フォームにアクセスしていただき、お申し込みください。

<https://www.jftc.go.jp/training/780/shitauke.html>



申込期限

令和8年6月9日（火）

取適法

（担当：取引適正化調査課）

取適法とは、中小事業者や個人事業者に対して物品の製造・修理や運送等の各種サービスの提供を委託する際の発注方法や支払方法等に関する**取引上のルールを定めた法律**です（旧法律名は下請法）。

中小受託取引を担当することとなった初任者を対象に、取適法の**基礎的な内容**を説明します。



フリーランス法

（担当：フリーランス課）

フリーランスとの取引の適正化等のためにフリーランス法が施行されて1年半が経ちました。**取適法との関係や違い**を知って、フリーランス法に対応しましょう。これまでの勧告事例も踏まえて、特に気を付けてもらいたい**フリーランス法の基本**を説明します。



注意事項

お申込みいただいた方には、講習会開催のおおむね3日前に、受講用のWeb会議システム（Webex）のURL等を電子メール（shikoku-shitauke1758@jftc.go.jp）で送信します。

※ 当方からの電子メールが受信できるよう受信拒否を解除する等、事前対応をお願いします。開催前日になってもURL等のメール連絡がない場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

※ 入手した個人情報は、本講習会業務以外の目的には使用いたしません。

問い合わせ先 公正取引委員会四国支所 取引適正化調査課・フリーランス課
電話 087-811-1758（取引適正化調査課）
087-802-1700（フリーランス課）